

- 第1条 この規程は、公益財団法人ひろしまドナーバンク定款第36条の規程に 基づく賛助会員(以下「会員」という。)ならびに賛助会費(以下「会 費」という。)の額および管理運用について定めるものとする。
- 第2条 会員の入会申込書および退会届の様式は別に定めるとおりにする。
- 第3条 会員の種類および会費の基準額は次のとおりとする。
 - (1)法人会费 一口年額 10,000円
 - (2)個人会費 一口年額 3,000円
- 第4条 入会した会員は、その月の属する年度分の会費をその年度内に納入し、 原則として分割納入はできないものとする。
- 第5条 会費の納入は、理事長の指定する金融機関の口座により受入れるものと する。
- 第6条 会費が3年間連続して納入がない場合は自然退会とする。
- 第7条 会員には、毎年事業実績、決算書を報告するものとする。
- 第8条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならないものと する。

附則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年6月17日から施行する。

賛助会員入会申込書

私は、公益財団法人ひろしまドナーバンクの賛助会員として入会を申込みます。

いずれかに☑のうえ口数をご記入ください				
\(\sigma\)	去人会員 (年額1口¥10,000)	申込口数	口	
□ 1	固人会員(年額1ロ¥3,000)	申込口数	口	
理事長 が ※フリガ	,			
氏名または	団体名			
住 所				
電話番号				
		年	月	日
	※ A/サイズでプリントを	お願いします		

FAX : 0 8 2 - 2 5 6 - 3 5 2 2